

佐賀県東部工業用水道規程第3号

佐賀県東部工業用水道文書管理規程（平成2年佐賀県東部工業用水道規程第3号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月18日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>（文書事務） 第2条 文書事務については、佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）の例による。</p> | <p>（文書事務） 第2条 文書事務については、佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）<u>及び佐賀県電子メール取扱規程（平成25年佐賀県訓令甲第10号）の規定の例による。</u></p> |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。